

さいたま市スマートホーム・コミュニティ街区認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、事業者が主体的に整備する断熱性能や設備の省エネルギー性能等の水準が高められた住宅街区について、市が認証し、その取組を支援することで、地域レベルで持続可能な平時の脱炭素化、レジリエンス性の確保及び住民同士のコミュニティ形成に資するスマートホーム・コミュニティ街区の普及に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) スマートホーム 住宅の断熱性能の確保及び太陽光発電設備の設置により、省エネルギー、CO₂排出量削減及びレジリエンス性の確保に特に配慮した住宅をいう。
- (2) スマートホーム・コミュニティ街区 住宅が全てスマートホームで構成され、「平時の脱炭素化」「レジリエンス性の確保」「住民同士のコミュニティの形成」について市長が定める基準を満たした住宅街区をいう。
- (3) 住宅街区 さいたま市内にある、原則として互いに隣接する2戸以上の一戸建て住宅の集まりをいう。
- (4) 街区整備事業 さいたま市内で整備する住宅街区のうち、第4条に掲げる基準を満たした整備を実施する事業をいう。
- (5) 企画認証 第6条第3項の規定による認証をいう。
- (6) 本認証 第9条第3項の規定による認証をいう。
- (7) 事業者 住宅の設計、施工、販売等に関する事業活動を行う者をいう。

(制度内容)

第3条 さいたま市スマートホーム・コミュニティ街区認証制度（以下、「認証制度」という。）は、スマートホーム・コミュニティ街区を整備することに賛同し企画設計を実施したとき、及び当該住宅街区整備完了後の2段階でそれぞれ認証を行うものとする。

2 認証の区分は、Ruby（ルビー）、Sapphire（サファイア）及びEmerald（エメラルド）とする。

(認証基準)

第4条 認証基準は、「平時の脱炭素化」、「レジリエンス性の確保」及び「住民同士のコミュニティ形成」の3の項目において、別表1及び別表2に定めるとおりとする。

2 認証制度に伴う申請は、前項に規定する全ての項目において、Ruby（ルビー）以上の基準を満たさなければならないものとする。

(企画認証の申請)

第5条 スマートホーム・コミュニティ街区の整備を行おうとする事業者は、スマートホーム・コミュニティ街区の企画認証の申請をしようとするときは、認証事項に係る工事に着手する前にさいたま市スマートホーム・コミュニティ街区企画認証申請書(様式1号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の申請に添付する書類は、以下のとおりとする。

- (1)法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
- (2)整備内容調書(様式1号別紙)
- (3)街区所在地がわかる登記簿謄本(コピー可)
- (4)街区整備スケジュール表(コミュニティ醸成活動予定を含む)
- (5)各基準を満たしていることを証明する書類(BELS評価書、設置予定機器のパンフレット等)
- (6)その他市長が必要と認める書類

3 1項の申請に要する費用は、事業者が負担するものとする。

(企画認証の交付等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請書に記載された事項及び関係書類の内容を確認するものとする。

2 市長は、前項の確認において必要があると認めるときは、前条の規定による申請を行った事業者(以下この条において「申請者」という。)に対し、申請内容について意見を聴くこと及び必要な資料の提出を求めることができる。

3 市長は、第1項の規定による確認の結果を踏まえ、第4条に定める基準を満たすと認めるときは、さいたま市スマートホーム・コミュニティ街区企画認証通知書(様式2号)により申請者へ通知するとともに、さいたま市スマートホーム・コミュニティ街区企画認証制度企画認証状(様式3号)を申請者に交付する。

4 市長は、第1項の規定による確認の結果を踏まえ、第4条に定める基準を満たしていないと認めるときは、さいたま市スマートホーム・コミュニティ街区企画不認証通知(様式4号)により申請者にその旨を通知する。

(変更申請)

第7条 企画認証を受けた事業者が第5条の申請内容を変更する場合は、さいたま市スマートホーム・コミュニティ街区企画認証変更申請書(様式5号)に変更に関する書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による変更の申請に準用する。

3 第1項の申請に要する費用は、事業者が負担するものとする。

(本認証の申請)

第8条 企画認証を受けた事業者は、当該街区整備事業が完了したときは、速やかにさいたま市スマートホーム・コミュニティ街区本認証申請書(様式6号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の申請に添付する書類は、以下のとおりとする。

(1)基準を満たしていることを証明する書類(建物、街区、機器の写真等)

(2)その他市長が必要と認める書類

3 前項の申請に要する費用は、事業者が負担するものとする。

(本認証の交付等)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請書に記載された事項及び関係書類の内容を確認するものとする。

2 市長は、前項の確認において必要があると認めるときは、前条の規定による申請を行った事業者(以下この条において「申請者」という。)に対し、申請内容について意見を聴くこと及び必要な資料の提出を求めることができる。

3 市長は、第1項の確認結果を踏まえ、第4条に定める基準を満たすと認めるときは、さいたま市スマートホーム・コミュニティ街区本認証通知書(様式7号)により申請者へ通知するとともに、さいたま市スマートホーム・コミュニティ街区認証制度認証状(様式8号)を申請者に交付する。

4 市長は、第1項の確認結果を踏まえ、第4条に定める基準を満たしていないと認めるときは、さいたま市スマートホーム・コミュニティ街区不認証通知(様式9号)により申請者にその旨を通知する。

(認証マークの使用)

第10条 第6条第3項及び前条第3項の規定により認証を受けた事業者は、別表3に掲げる認証マークを使用することができる。

(市の支援)

第11条 市長は、認証した事業者名、取組内容等、認証の概要について市公式ウェブサイトに掲載し、広く周知を図るものとする。

(除外規定)

第12条 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団及び、次の各号のいずれかに該当する企業等は、認証を受けることができない。

- (1) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員でなくなってから5年を経過していない者
- (3) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- (4) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (5) 社会運動等標榜ゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に該当する者
- (7) 宗教活動又は政治活動を目的とする者
- (8) 認証申請時において、さいたま市税の滞納がある者
- (9) 第1号から前号までに掲げる者に準ずる者
- (10) 前各号に掲げるもののほか、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある行為を行っていると思われる者

（認証の取消し等）

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、第6条第3項及び第9条第3項の規定による認証を取り消すことができる。

- (1) 第4条の認証基準に適合しなくなったとき
- (2) 事業者から認証の取り消しの申し出があった場合
- (3) 不正な手段により認証を受けていたとき
- (4) その他市長が必要と認めた場合

2 市長は、前項の規定により認証を取り消すときは、さいたま市スマートホーム・コミュニティ街区認証取消通知書（様式10号）により事業者へ通知するものとする。

3 事業者は、第1項の規定により認証を取り消されたときは、認証を取り消された日から認証マーク等を使用することができないものとする。

4 市長は、第2項の規定による認証の取り消しにより事業者等に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（事務）

第14条 この要綱に定める事務は、環境局環境共生部ゼロカーボン推進戦略課において処

理する。

(その他)

第 15 条 本認証制度は、企画・整備された住宅街区が本市の定める基準を満たしていることを認めるもので、建設された個々の住宅の性能を保証するものではない。

2 この要綱に定めのない事項については、市長が必要に応じ別に定めるものとする。

3 事業者は、開発行為に関する周辺住民への説明及び認証認定の維持に必要な事務の全てを自ら実施するものとする。

4 市は、事業者及び利害関係者が街区整備事業に起因して被った損害については、一切の責任を負わないものとする。

5 当該認証基準にかかる申請に必要な一切の費用は、申請者の負担とする。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）

(1) 平時の脱炭素化

①住宅性能

認証区分	認証基準
 Ruby	住宅街区に整備する住宅全てが ZEH フォローアップ委員会の規定する「ZEH」基準を満たす住宅であること。 さらに、住宅街区に整備する住宅全てが一般社団法人「20 年先を見据えた日本の高断熱住宅研究会」が規定する「HEAT20」G1 基準（地域区分：6）の外皮平均熱貫流率（UA 値）を満たす住宅であること。
 Sapphire	住宅街区に整備する住宅全てが ZEH フォローアップ委員会の規定する「ZEH」基準を満たす住宅であること。 さらに、住宅街区に整備する住宅のうち 3/4 以上が一般社団法人「20 年先を見据えた日本の高断熱住宅研究会」の規定する「HEAT20」G2 基準（地域区分：6）の UA 値を満たし、かつ残りが同研究会の規定する「HEAT20」G1 基準（地域区分：6）の UA 値を満たす住宅であること。
 Emerald	住宅街区に整備する住宅のうち 1/4 以上は ZEH フォローアップ委員会が規定する「ZEH+」の基準を満たし、かつ残りが同委員会の規定する「ZEH」の基準を満たす住宅であること。 さらに、住宅街区に整備する住宅のうち 1/4 以上が一般社団法人「20 年先を見据えた日本の高断熱住宅研究会」の規定する「HEAT20」G3 基準（地域区分：6）の UA 値を満たし、かつ残りが同研究会の規定する「HEAT20」G2 基準（地域区分：6）の UA 値を満たす住宅であること。

②住宅設備

(ア)から(オ)の設備種別ごとの仕様については、別表 2 のとおりとする。

認証区分	認証基準
 Ruby	街区内全ての住宅に、 ア 太陽光発電設備 イ ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS） の 2 設備を有していること。
 Sapphire	「Ruby」に加え、街区内全ての住宅に ウ 高効率給湯器 の設備を有していること。

 Emerald	「Sapphire」に加え、街区内全ての住宅に エ 家庭用蓄電池 （容易に持ち運びが出来るポータブル型のものを除く） オ V 2 H（ビークル・トゥ・ホーム）システム のうちのいずれかを有していること。
--	---

(2)レジリエンス性の確保

認証区分	認証基準
 Ruby	災害への備えとして発電設備を設置することで、各戸において自力で発電すること及び雨水利用等により雑用水利用ができる仕組みを有すること。
 Sapphire	「Ruby」に加え、住宅開発事業者等が主導し、安心・安全な生活環境を設けること。
 Emerald	「Sapphire」に加え、住宅街区内の電線類を地中化し、災害時の電線倒壊等による被害を最小限にする仕組みを有すること。 または、住宅街区内において災害時にも一定期間自立したエネルギー供給体制を構築すること。

(3)住民同士のコミュニティ形成

認証区分	認証基準
 Ruby	住宅開発事業者等が主導し、街区内の住宅各戸に住宅街区住民同士の交流が促進されるような環境を設けること。
 Sapphire	住宅街区内の良好な街並みの形成、地域コミュニティの醸成、子どもの遊び場の確保などを目的としたコモンスペース（住宅街区の居住者により共同で利用できる空間）が整備されていること。
 Emerald	「Sapphire」に加え、住民同士の交流を目的とした、住宅街区居住者全世帯参加による組合等を設置すること。なお、住宅開発事業者が組合の運営を支援することでワークショップを開催するなど、組合の活発な活動の継続に努めること。

別表２（第４条関係）

住宅設備の条件については、次のとおりとする。

	設備種別	仕様
ア	ア 太陽光発電設備	(ア)から(ウ)の全てに該当するもの。 (ア) 財団法人電気安全環境研究所（ＪＥＴ）の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているもの、又は同等以上の性能、品質が確認されているもの。 (イ) 性能の保証、設置後のサポート等、メーカー等によって確保されているもの。 A) 太陽電池モジュール（太陽光パネル）の出力（ＪＩＳ又はＩＥＣ等の国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力）の８０％以上の出力が太陽電池メーカーによって１０年間以上保証されていること。 B) メーカー等による対象設備の設置後のメンテナンス体制が用意されていること。 (ウ) 電力会社との電力受給契約を締結していること。
イ	イ ホームエネルギーマネジメントシステム（ＨＥＭＳ）	家庭電力使用量の「見える化」が図られる機器で、(ア)及び(イ)に該当するもの。 (ア)「ECHONET Lite」（エコネットライト）を搭載していること。 (イ)太陽光発電設備等と接続していること
ウ	ウ 高効率給湯器	(ア)から(ウ)のうち、いずれかに該当するもの。 (ア) 家庭用燃料電池 一般社団法人燃料電池普及促進協会（ＦＣＡ）が指定した「エネファームの機器登録リスト」に登録されているものであること。 (イ)ハイブリッド給湯器 一般社団法人日本ガス石油機器工業会の規格（ＪＧＫＡＳＡ７０５）で、年間給湯効率が１０８％以上のものであること (ウ)ヒートポンプ給湯器

		省エネ法上のトップランナー制度の対象機器である「エコキュート」のうち、2025 年度の目標基準値以上であること。 なお、「おひさまエコキュート」については、2025 年度の目標基準値を満たしていないものも対象とする。
エ	エ 家庭用蓄電池	(ア)から(ウ)の全てに該当するもの。 (ア) リチウムイオン蓄電池を搭載したシステムで、蓄電容量が1 k W h 以上あること。 (イ) 蓄電池について、J I S 規格又は一般社団法人電池工業会規格に準拠していること。 (ウ) 再生可能エネルギー等により発電した電力等を繰り返し蓄え、住宅の電力として使用するために、必要な機能を有するものであること（容易に持ち運びができるポータブル型のものを除く）。
オ	オ V 2 H（ビークル・トゥ・ホーム）システム	(ア)及び(イ)に該当するもの。 (ア) 一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の補助対象機器として登録されているものであること。 (イ) 電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて住宅の電力として使用するために必要な機能を有するものであること。

別表 3（第 10 条関係）

認証マークは PDF 形式で提供する

企画認証時に使用可能な認証マーク さいたま市 スマートホーム・コミュニティ街区 認証制度 企画認証  00第0000号 街区名称 ○○○スマートタウン
本認証後に使用可能な認証マーク さいたま市 スマートホーム・コミュニティ街区 認証制度 本認証  00第0000号 街区名称 ○○○スマートタウン

様式1号（第5条関係）

年 月 日

さいたま市長 あて

さいたま市スマートホーム・コミュニティ街区 企画認証申請書

事業者等名称 _____

代表者等氏名 _____

以下について、さいたま市スマートホーム・コミュニティ街区認証制度にもとづく企画認証を受けたいので、関係書類を添えて申請します。
この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

街区名称	
街区所在地	
街区整備完了予定日	令和 年 月 日
整備内容	別紙のとおり

【連絡先・担当者】

〒 _____

（事業所等所在地）

（担当者部門等名称）

（担当者氏名）

（担当者連絡先_電話）

（メールアドレス）

様式 1 号（第 5 条関係）

【確認欄】

- ☐ 暴力団の利益になる事業ではありません。
- ☐ さいたま市スマートホーム・コミュニティ街区認証制度実施要綱第 12 条の各号に規定に該当するときは、企画認証及び本認証をしません。また、決定後にその旨が判明したときは、決定を取り消すことに異議ありません。
- ☐ 申請書及び法人登記簿に記載されている情報を暴力団排除のため、必要に応じ、関係する官公庁へ照会することに同意します。なお、前記のことについては、役員全員が了承していることを確認しています。

代表者署名

（自署又は記名押印 ※電子申請の場合は記名のみ）

整備内容調書

- 1. 事業概要
 - 1.1. 事業主体
 - 1.2. 整備面積
 - 1.3. 整備住宅戸数
 - 1.4. 整備内容
 - 1.4.1. 住宅性能基準

認証区分	基準 1	該当
	住宅街区に整備する住宅全てが ZEH フォローアップ委員会の規定する「ZEH」基準を満たす住宅であること。 さらに、住宅街区に整備する住宅全てが一般社団法人「20 年先を見据えた日本の高断熱住宅研究会」が規定する「HEAT20」G1 基準（地域区分：6）の外皮平均熱貫流率（UA 値）を満たす住宅であること。	
	住宅街区に整備する住宅全てが ZEH フォローアップ委員会の規定する「ZEH」基準を満たす住宅であること。 さらに、住宅街区に整備する住宅のうち 3/4 以上が一般社団法人「20 年先を見据えた日本の高断熱住宅研究会」の規定する「HEAT20」G2 基準（地域区分：6）の UA 値を満たし、かつ残りが同研究会の規定する「HEAT20」G1 基準（地域区分：6）の UA 値を満たす住宅であること。	
	住宅街区に整備する住宅のうち 1/4 以上は ZEH フォローアップ委員会が規定する「ZEH+」の基準を満たし、かつ残りが同委員会の規定する「ZEH」の基準を満たす住宅であること。 さらに、住宅街区に整備する住宅のうち 1/4 以上が一般社団法人「20 年先を見据えた日本の高断熱住宅研究会」の規定する「HEAT20」G3 基準（地域区分：6）の UA 値を満たし、かつ残りが同研究会の規定する「HEAT20」G2 基準（地域区分：6）の UA 値を満たす住宅であること。	

1.4.2. 住宅設備基準

(ア)から(オ)の設備種別ごとの仕様については、別表2のとおりとする。

認証区分	基準	該当
 Ruby	街区内全ての住宅に、 (ア)太陽光発電設備 (イ)ホームエネルギーマネジメントシステム(HEMS) の2設備を有していること。	
 Sapphire	「Ruby」に加え、街区内全ての住宅に (ウ)高効率給湯器 の設備を有していること。	
 Emerald	「Sapphire」に加え、街区内全ての住宅に (エ)家庭用蓄電池 (容易に持ち運びが出来るポータブル型のものを除く) (オ)V2H(ビークル・トゥ・ホーム)システム のうちいずれか1設備を有していること。	

1.4.3. レジリエンス性の確保基準

認証区分	基準	該当
 Ruby	災害への備えとして発電設備を設置することで、各戸において自力で発電すること及び雨水利用等により雑用水利用ができる仕組みを有すること。	
 Sapphire	「Ruby」に加え、住宅開発事業者等が主導し、安心・安全な生活環境を設けること。	
 Emerald	「Sapphire」に加え、住宅街区内の電線類を地中化し、災害時の電線倒壊等による被害を最小限にする仕組みを有すること。 または、住宅街区内において災害時にも一定期間自立したエネルギー供給体制を構築すること。	

1.4.4. 住民同士のコミュニティの形成基準

認証区分	基準	該当
 Ruby	住宅開発事業者等が主導し、街区内の住宅各戸に住宅街区住民同士の交流が促進されるような環境を設けること。	
 Sapphire	住宅街区内の良好な街並みの形成、地域コミュニティの醸成、子どもの遊び場の確保などを目的としたコモンスペース（住宅街区の居住者により共同で利用できる空間）が整備されていること。	
 Emerald	「Sapphire」に加え、住民同士の交流を目的とした、住宅街区居住者全世帯参加による組合等を設置すること。なお、住宅開発事業者が組合の運営を支援することでワークショップを開催するなど、組合の活発な活動の継続に努めること。	

様式 2 号（第 6 条関係）

第 年 月 日 号

様

さいたま市長 印

さいたま市スマートホーム・コミュニティ街区企画認証通知書

年 月 日付の申請について、さいたま市スマートホーム・コミュニティ街区認証制度要綱第 4 条の基準に適合していることを確認しましたので、同第 6 条第 3 項（第 7 条第 2 項の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、企画認証することを通知します。

街区名称	
街区所在地	
街区整備完了日	令和 年 月 日
整備内容	別紙のとおり



さいたま市スマートホーム・コミュニティ街区認証制度

企画認証状

事業者名称等 _____

代表者等氏名 _____ 様

年 月 日に申請のあった住宅街区については、設計企画時において、次のとおり、本市基準を満たしていることを認証します。

年 月 日

さいたま市長

印

街 区 名 称 _____

街区所在地 _____

基準	認証区分
住宅性能推奨基準	 Ruby
住宅設備推奨基準	 Sapphire
災害時のレジリエンス向上推奨基準	 Emerald
住民同士のコミュニティの形成推奨基準	 Sapphire

住民同士のコミュニティの形成推奨基準

様式4号（第6条関係）

第 年 月 日 号

様

さいたま市長 印

さいたま市スマートホーム・コミュニティ街区企画不認証通知

以下について、申請書等の確認の結果、さいたま市スマートホーム・コミュニティ街区認証制度第6条第4項（第7条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定により、企画認証しないこととしましたので通知します。

認証の種類	企画認証
申請年月日	年 月 日
街 区 名 称	
街区所在地	
理 由	

様式 5 号（第 7 条関係）

年 月 日

さいたま市長 あて

さいたま市スマートホーム・コミュニティ街区企画認証変更申請書

事業者等名称 _____

代表者等氏名 _____

令和 年 月 日付 05 第 0000 号で認証を受けた（街区名称）については、その内容に変更が生じたため以下の通りさいたま市スマートホーム・コミュニティ街区認証制度にもとづき関係書類を添えて申請します。

この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

	変更後	変更前
街 区 名 称		
街 区 所 在 地		
街区整備完了予定日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
整 備 内 容		

【連絡先・担当者】

〒 _____

（事業所等所在地）

（担当者部門等名称）

（担当者氏名）

（担当者連絡先_電話）

（メールアドレス）

様式 6 号（第 8 条関係）

年 月 日

さいたま市長 あて

さいたま市スマートホーム・コミュニティ街区 本認証申請書

事業者等名称 _____

代表者等氏名 _____

以下について、さいたま市スマートホーム・コミュニティ街区認証制度にもとづく本認証を受けたいので、関係書類を添えて申請します。
この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

街区名称	
街区所在地	
街区整備完了日	年 月 日
整備内容	別紙のとおり

【連絡先・担当者】

〒 _____

（事業所等所在地）

（担当者部門等名称）

（担当者氏名）

（担当者連絡先_電話）

（メールアドレス）

様式 7 号（第 9 条関係）

第 年 月 日

様

さいたま市長 印

さいたま市スマートホーム・コミュニティ街区本認証通知書

年 月 日付の申請について、さいたま市スマートホーム・コミュニティ街区認証制度第 4 条の基準に適合していることを確認しましたので、同要綱第 9 条第 3 項の規定に基づき、認証することを通知します。

街区名称	
街区所在地	
街区整備完了日	年 月 日
整備内容	別紙のとおり



さいたま市スマートホーム・コミュニティ街区認証制度

認 証 状

事業者名称等 _____

代表者等氏名 _____ 様

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日に申請のあった街区については、街区整備が完了し、次のとおり本市基準を満たしていることを認証します。

年 月 日

さいたま市長 _____ 印

街 区 名 称 _____

街区所在地 _____

基準	認証区分
住宅性能推奨基準	 Ruby
住宅設備推奨基準	 Sapphire
災害時のレジリエンス向上推奨基準	 Emerald
住民同士のコミュニティの形成推奨基準	 Sapphire

様式 9 号（第 9 条関係）

第 年 月 号
日

様

さいたま市長 印

さいたま市スマートホーム・コミュニティ街区不認証通知

以下について、申請書等の確認の結果、さいたま市スマートホーム・コミュニティ街区認証制度第 9 条第 4 項の規定により、認証しないこととしましたので通知します。

認証の種類	本認証
街 区 名 称	
街区所在地	
理 由	

様式10号（第13条関係）

第 年 月 日

様

さいたま市長 印

さいたま市スマートホーム・コミュニティ街区
認証取消通知

以下について、さいたま市スマートホーム・コミュニティ街区認証制度第13条第2項の規定により、認証を取り消したので通知します。

認証の種類	企画認証 ・ 本認証
街 区 名 称	
街区所在地	
取 消 理 由	